様式一（第四条関係）
（略）
⑴　内側の円の直径は、外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。

⑵～⑷　（略）
様式二（第四条関係）
（略）
⑴　内側の円の直径は、外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。

⑵～⑷　（略）
様式三（第四条関係）
（略）
⑴　内側の円の直径は、外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。

⑵・⑶　（略）
別記
様式第一号（第五条関係）
（略）
１～４　（略）
５　農林水産物等の特性
（説明）（削る。）
（削る。）
６　農林水産物等の生産の方法
（説明）（注６）
（注６）「説明」欄には、特性の付与又は保持のために行われる行為及び最終製品の画定に必要な情報を記載する。
７　農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
（説明）（注７）
（注７）５の品質、社会的評価等の特性が４の生産地の気候、風土等の自然的要因又は史実、風習、製法、立地等の人的要因からもたらされたことが説明できるよう、当該要因と当該特性との結び付きを記載する。
８　農林水産物等の特性が確立したものであることの理由
（説明）（注８）
（注８）申請農林水産物等の発祥、生産の開始時期、祭事や郷土料理等の地域の文化とのつながり、生産地内外の需要者の特性に関する認識等、当該特性が確立したものであることの理由を記載する。
９　（略）
10　連絡先（文書送付先）
住所：（〒　　）
宛名：
担当者の氏名及び役職：

様式一（第四条関係）
（略）
⑴　外側の円の直径は、15㎜以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。
⑵～⑷　（略）
様式二（第四条関係）
（略）
⑴　外側の円の直径は、15㎜以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。
⑵～⑷　（略）
様式三（第四条関係）
（略）
⑴　外側の円の直径は、15㎜以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。
⑵・⑶　（略）
別記
様式第一号（第五条関係）
（略）
１～４　（略）
５　農林水産物等の特性
（説明）（注６）
（注６）「説明」欄には、農林水産物等の品質、社会的評価その他の確立した特性を記載する。
６　農林水産物等の生産の方法
（説明）（注７）
（注７）「説明」欄には、技術的な基準、出荷基準・規格、栽培される品種、特別な飼料、特別な原材料等を記載する。
７　農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
（説明）（新設）
（新設）

８　農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
（説明）（注８）
（注８）申請農林水産物等の発祥、生産の開始時期、現在に至るまでの経緯等を記載することができる。

９　（略）
10　連絡先（文書送付先）
住所：（〒　　）
宛名：
担当者の氏名及び役職：